

(縦覧用)

平成24年1月25日、第6回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田信幸
9番	太田 誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
13番	佐々木邦夫
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

附議した案件

- 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 24 号 買受適格証明願いについて
議案第 25 号 現況証明願いについて
議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 27 号 平成 24 年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について
議案第 28 号 中標津町農用地利用関係の調整に関する手続規程の制定について
報告第 13 号 農地委員会開催報告について
報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 15 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について
報告第 16 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地等取得について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長・庶務係長	若森修二
農地主査	吉田佳弘
係	本間光代

(開会 13時33分)

議長

定刻になりました。

ただ今の出席委員は 18 名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第 6 回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程に入ります前に、私から一言挨拶をいたしたいと存じます。

平成 24 年を迎えまして、皆様におかれましては御家族共々ご健勝で新しい年を迎えられたことと思います。

昨年は、何と云っても 3 月 11 日の東日本大震災、その後における福島第一原子力発電所の事故によりまして、多くの尊い命を失い、また被災された方が沢山おりまして、今もまだ、仮設住宅等で暮らされている方が何万人もおります。早い復興を、国を挙げて行っていただければと思っております。

農地法が改正されましてから、皆さんも肌で感じていると思いますが、新しい企業の農業への参入等いろいろな案件も増えてきておりますし、皆さんの農業委員会活動も今までになく大変忙しくなっていると思います。優良農地の確保、またその農地を後世に引き継いでいく役割を私達は持っていますので、事務局・委員の皆さんと共に今年一年委員会活動をしていきたいと思っております。

去年は最悪の年でしたけれども、今年は豊穰の秋を迎えて良い 1 年であったと言えるような年になればと思っております。

以上です。

本年最初の総会にあたり、副町長の出席をいただいておりますので、ここで副町長よりご挨拶を頂きたいと存じます。

副町長　みなさん、こんにちは。

本年最初の農業委員会総会でございます。町長が参りまして御挨拶を申し上げるべきところでありますけれども、今日、札幌へ全道一部組合の退職手当組合の議会がございまして、出札を致しました。副町長ですけれども、代わって出席をさせていただきます。一言ご挨拶を申し上げます。

改めて、明けましておめでとうございます。

委員の皆様には、家族共々平成24年の輝かしい新春を迎えられましたことと推察し、心よりお慶びを申し上げます。

農業委員会そして農業委員の皆様には、農地の有効利用・農業経営の効率化・担い手の確保を始め、農業者の地位向上のためにご尽力いただいていることに加えまして、この町の振興発展、行財政運営に大変な御協力を賜っていますことをこの機会に改めて御礼を申し上げます。

昨年は、比較的、天候にも恵まれて、作況は、牧草の収量は若干減少になったとお聞きしておりますけれども、品質は平年並みとなり上質な飼料が確保され、サイレージ用のトウモロコシも順調に生育し、すす紋病・イチョウ病の発生も僅かにとどまった、台風の影響も中盤多少ございましたが総じて平年より良質且つ増収であったとお聞きしております。畑作におきまして、概ね平年以上であったとお聞きしておりますし、生乳の生産状況は一昨年の猛暑の影響によりまして経産牛の体調不良、分娩時期のずれ、自給飼料の栄養不足により、生産量も落ち込んでおりましたけれども、8月頃から徐々に回復しまして、12月末現在では生乳生産実績前年同期と比較しますと0.7%ほど増量になっておまして、安堵しているところであります。

農業情勢、TPP協定交渉参加国との協議入り、とりわけ農業を基幹産業とするこの地域中標津町に及ぼす影響は計り知れないものがあり、地域崩壊に繋がることと憂慮しております。農業を基幹産業としている当町としては、例外なき関税撤廃など断じて許してはならず、農業委員会ははじめ関係機関の皆さんと連携の下にしっかりとした対応をしていかなければと考えているところでございます。

先程、会長さんからもお話がございましたが、昨年3.11東北地方を襲った東日本大震災、我が町におきまして多くの事を学びました。そのことを今後の防災対策、危機管理にしっかりと生かしていかなければと、そのようにも考えております。

町の財政状況、厳しい台所事情は変わっておりませんが、皆様のご要望に中々お答えできないような状況ではございますが、地域課題の解決と新しい時代に対応した農業の確立に向けて関係団体の皆さんと共に更なる努力をしていかなければならないと考えてございます。農業委員の皆さんには地域農業の発展に今後ともご尽力賜りたくお願いを申し上げます。

最後に、本町農業委員会の益々のご発展とご出席の皆様方のご活躍とご健勝、更に今年一年が豊かな年でありますようご祈念申し上げて、誠に措辞ではございますがご挨拶にかえさせていただきます。

本日はご苦労様です。

会 長 副町長におきましては、次の用務がありますのでここで退席となります。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

1 1 番 久 保 伸 一 委員

1 2 番 小 沼 悟 委員

以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長

事務局長 1 2 月 2 1 日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
最初は、北海道農業者年金協議会主催による「平成 2 3 年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が標津町で 1 2 月 2 6 日に開催され、「農業者年金の加入推進と制度の現状について」「新農業者年金制度について」「旧制度年金と新制度年金の両方を受給する際の留意点について」の説明を受け研修しております。

本町からは代議員、農業委員、事務局員合わせて 1 5 名が出席しております。

次に、1 月 1 2 日札幌市において全道農業者年金研究会が開催され、本町から年金協議会代議員、農業委員、事務局職員合わせて 7 名が参加し、ファイナンシャルプランナー須藤トミ氏による「老後に備える生活設計とマネープラン」と題した講演の後、農業者年金基金小山理事から「農業者年金をめぐる情勢と加入状況について」の情勢報告があり、最後に申し合わせ決議として「農業者年金加入推進の底上げと市町村格差解消に向けた申し合わせ」を可決決定致しました。

次に、1 月 1 9 日臨時議会が開催され、専決処分の承認、補正予算、町道路線の認定廃止について審議され可決されております。会長が出席しております。

同日、しるべつにおいて第 3 4 回中標津町表彰式が開催され、元農業委員の藤原勝一氏の自治貢献賞をはじめ、本町の発展に貢献された方々が表彰されております。

会長が出席しております。

次に、北海道農業会議主催による第 2 回地区別農業委員会会長、事務局長会議が 1 月 2 0 日釧路市において開催され、協議事項では農業会議水尻技師から「農地法の適正な執行について」、佐久間次長から「平成 2 4 年度政府予算及び農業予算概算決定の概要について」などの説明がありました。会長、事務局長が出席しております。

以上会務報告と致します。

議 長 以上で会務報告を終わります。
日程 3、議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
なお、本案件につきましては、(1) から (3) と、(4) の 2 回に分けて審議を致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員

中村委員 1 番中村です。

議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1 . 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町

歳 農業

借主 中標津町

歳 農業

2 . 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	55,956	牧草畑
"		"	"	15,170	"
"		"	"	16,974	"
		"	"	56,664	"
"		原野	"	2,942	"
"		畑	"	58,971	"
"		"	"	16,747	"
"		"	"	9,652	"
"		"	"	1,214	"
"		"	"	46,858	"
"		"	"	33,516	"
"		"	"	48,473	"
"		"	"	15,751	"
"		"	"	19,362	"
"		"	"	7,491	"
"		"	"	8,265	"
		牧場	採草放牧地	3,751	"
"		"	"	15,307	"
"		"	"	15,797	"
計 19 筆 448,861 m ²			畑	414,006	
			採草放牧地	34,855	

3 . 許可を受けようとする事由

貸主 夫に経営を移譲する

借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する

4 . 移転の方法 利用権の設定 (使用貸借)

5 . 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

6 . 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が夫である 氏に経営主を変更するため、
全ての経営地を 氏に使用貸借するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の

すべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員

- 小沼委員 12番小沼です。
議案第23号(2)について説明いたします。
(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 農業

借主 中標津町字武佐

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	16,279	普通畑
〃		〃	〃	15,073	〃
〃		〃	〃	16,302	〃
〃		〃	〃	47,886	〃
〃		原野	〃	3,556	〃
〃		畑	〃	11,525	〃
〃		〃	〃	7,048	〃
〃		〃	〃	15,486	〃
〃		〃	〃	5,734	〃
〃		原野	〃	5,783	〃
〃		畑	〃	38,905	〃
〃		原野	〃	3,631	〃
〃		畑	〃	4,588	〃
〃		〃	〃	5,336	〃
〃		〃	〃	1,419	〃
〃		原野	〃	1,166	〃
〃		山林	〃	25,079	〃
〃		畑	〃	17,385	〃
〃		〃	〃	3,014	〃
〃		〃	〃	32,631	〃
〃		原野	〃	1,815	〃
〃		畑	〃	5,358	〃
〃		〃	〃	60,629	〃
〃		〃	〃	26,375	〃
〃		〃	〃	12,564	〃
〃		〃	〃	49,586	〃
〃		原野	〃	3,749	〃
〃		畑	〃	40,167	〃
〃		〃	〃	52,946	〃
〃		〃	〃	22	〃

〃		〃	〃	3,923	〃
〃		〃	〃	13,690	〃
		畑	畑	34,798	普通畑
〃		〃	〃	14,985	〃
		牧場	〃	27,580	〃
計35筆			畑	626,013	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に使用貸借するもの

借主 使用貸借を受け農業生産法人の経営を行うもの

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成24年1月26日から平成34年1月31日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営 地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				馬鈴薯栽培 他

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏の経営移譲に伴い法人化し、全ての経営地の借主を法人名に設定するものであります。法人の構成員は、町内在住の 氏、 氏、町外の 氏であり、代表が 氏であります。将来は、 氏が就任することも考えております。農業生産法人の代表者が現地に住む常時従事者との定めはなく、農業生産法人の要件は満たしていると考え、現在の形態において、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國見委員

國見委員 10番國見です。

議案第23号(3)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東

借主 中標津町桜ヶ丘

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	48,819の内 20,451	普通畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業に参入する合同会社へ賃貸借するもの
借主 農業新規参入により賃貸借を受けるもの

4. 移転の方法 利用権の設定(賃貸借)
5. 期間 平成24年1月26日から平成34年1月31日まで
6. 価格 年 72,000円
7. 資金調達方法 自己資金 72,000円
8. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、 が林地開発し造成した農地を
に賃貸借し、ビニールハウスにおいて水耕栽培を営むものであります。

借主の は、一般法人であったことから農地法第3条第3項を摘要し農業参入するものあります。1月18日に第2地区推進班会議を開催し協議した結果、第3条第3項の各号で定められている解除条件付契約、地域の役割分担、業務執行役員の農業常時従事要件を満たしていると判断し、併せて別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)から(3)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、 委員の退席をお願い致します。

(委員、退席)

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 久保委員

久保委員 11番久保です。

議案第23号(4)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 中標津町字養老牛

歳 農業

借主 中標津町字養老牛

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	7,252	牧草畑
"		"	"	46,019	"
"		"	"	49,829	"
"		原野	採草放牧地	3,697	"
"		畑	畑	49,345	"
"		"	"	49,601	"
"		"	"	43,959	"
"		"	"	6,198	"
"		"	"	33,171	"
"		"	"	66,821	"
"		"	"	41,873	"
"		"	"	48,509	"
"		山林	"	7,157	"
"		畑	"	4,550	"
"		"	"	31,188	"
"		"	"	4,818	"
"		"	"	13,826	"
"		"	"	43,405	"
"		山林	"	4,861	"
"		畑	"	33,448	"
"		"	"	14,574	"
"		"	"	27,167	"
"		原野	採草放牧地	4,471	"
"		牧場	"	12,055	"
計 24筆 647,794㎡			畑	627,571	
			採草放牧地	20,223	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に再度使用貸借するもの

借主 再度使用貸借を受け農業生産法人の経営を継続する

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (使用貸借)

5. 期間 平成24年2月1日から平成34年1月31日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営 地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が農業生産法人に使用貸借している農地が期間満了となったため、再度設定し直すものであります。

別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(4)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(委員、着席)

委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

日程 4、報告第 1 3 号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員 1 6 番金刺です。

それでは、農地委員会より報告いたします。

(以下、議案資料を朗読)

平成 2 4 年 1 月 1 9 日 (木) 1 0 1 号会議室において、農地委員会を開催し協議を行ったので、その結果を報告します。

審議内容

買受適格証明について

釧路地方裁判所が執行する 2 月 3 日から 1 0 日までの入札に係る買受適格証明願書の提出が 1 0 件ありましたので、農地法第 3 条第 2 号の各号の要件等について協議しました。

協議結果

町内在住の既存の農業者から提出されている願書 6 件については、全ての要件を満たし適格である判断いたしました。また、斜里町において農業生産法人として農業を営んでいる

から提出された願書についても、農業生産法人要件、通作時間 1 時間、過去の実績等を総合的に判断し適格であると判断し、許可相当との結論としたところであります。

以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程 5、議案第 2 4 号「買受適格証明願いについて」を上程致します。

(1) から (1 0) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 1 2 番小沼です。

議案第 2 4 号「買受適格証明願いについて」(1) から (1 0) について一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業

中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	89,028	普通畑
"		山林	"	9,315	"
		"	"	7,039	"
"		"	"	61,133	"
"		"	"	17,340	"
計 4 筆			畑	183,855	

3. 入札又は落札しようとする理由

経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	営地			経営形態
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				肉牛・畑作

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所

釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号

農地競売 平成23年(ケ)第1003号

平成23年(ケ)第1004号

(3) 競売の期日

入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日

開札日 平成24年2月15日

6. 見取図

別紙

(2)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業

中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	8,911	普通畑
"		"	"	7,359	"
		"	"	32,642	"
		"	"	501	"
"		"	"	31,581	"
計 5 筆			畑	80,994	

3. 入札又は落札しようとする理由

経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所

釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号

農地競売 平成23年(ケ)第1003号

平成23年(ケ)第1004号

(3) 競売の期日

入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日

開札日 平成24年2月15日

6. 見取図

別紙

(3)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
斜里郡斜里町

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	8,911	普通畑
"		"	"	7,359	"
		"	"	32,642	"
		"	"	501	"
"		"	"	31,581	"
計 5 筆			畑	80,994	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

構成員	農従者	経営地			経営形態
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				畑作

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号
平成23年(ケ)第1004号
(3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日
開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

(4)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
中標津町字武佐 歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	14,972	普通畑
"		"	"	37,553	"
		"	"	24,514	"
		原野	"	5,178	"
計 4 筆			畑	82,217	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	経営地			経営形態
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				肉牛・畑作

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号
(3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日
開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

(5)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
斜里郡斜里町

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	14,972	普通畑
"		"	"	37,553	"
		"	"	24,514	"
		原野	"	5,178	"
計 4 筆			畑	82,217	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

構成員	農従者	経営地			経営形態
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				畑作

5. 競売の内容

- (1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号
(3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日
開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

(6)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	50,154	普通畑
"		"	"	22,144	"
		"	"	11,944	"
"		"	"	5,231	"
"		"	"	9,758	"
計 5 筆			畑	99,231	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

5. 競売の内容

- (1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号
(3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日
開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

(7)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
斜里郡斜里町

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	50,154	普通畑
"		"	"	22,144	"
		"	"	11,944	"
"		"	"	5,231	"
"		"	"	9,758	"
計 5 筆			畑	99,231	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

構成員	農従者	経営地			経営形態
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				畑作

5. 競売の内容

- (1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
 (2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号
 (3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日～平成24年2月10日
 開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

(8)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
 中標津町字武佐

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,484	普通畑
"		"	"	5,688	"
		"	"	52,070	"
"		"	"	14,684	"
		山林	"	55,685	"
"		"	"	19,848	"
		"	"	18,607	"
計 7 筆			畑	216,066	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

5. 競売の内容

- (1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
 (2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1004号
 (3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日～平成24年2月10日
 開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

(9)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
 斜里郡斜里町

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,484	普通畑
"		"	"	5,688	"
		"	"	52,070	"
"		"	"	14,684	"
		山林	"	55,685	"
"		"	"	19,848	"
		"	"	18,607	"
計 7 筆			畑	216,066	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

構成員	農従者	経営地			経営形態
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				畑作

5. 競売の内容

- (1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
 (2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1004号
 (3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日
 開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

(1 0)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業

中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	20,620	普通畑
"		"	"	25,103	"
		"	"	11,278	"
"		"	"	13,523	"
"		"	"	15,134	"
"		"	"	5,555	"
"		"	"	2,803	"
		山林	"	1,933	"
		"	"	8,156	"
"		"	"	3,130	"
計 10 筆			畑	107,235	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				馬鈴薯 他

5. 競売の内容

- (1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所
 (2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1004号
 (3) 競売の期日 入札期間 平成24年2月3日~平成24年2月10日
 開札日 平成24年2月15日

6. 見取図 別紙

これらの案件につきましては、釧路地方裁判所が平成23年11月24日に公示した競売物件に入札するため必要な買受適格証明願書の発行について、申請されたものであります。

中標津在住の(1)(2)(4)(6)(8)(10)は地元認定農業者であり、(3)(5)(7)(9)は斜里町の農業委員会において農事組合法人として農業生産法人の要件を満たしており、根室管内においても最大60ヘクタールほどを借り受けしジャガイモ、小麦経営していた実績もあり、本年4月に構成員の増加による経営規模拡大を予定しているとの内容であり、1月19日に農地委員会、第一地区推進班、会長、会長代理が参集し協議した結果、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、農地法第3条第1項の許可を受けられる者であると判断しました。

以上でございます。

議長 この件について、付帯決議事項がありますので、事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 議案第24号に係る付帯決議事項についてご説明申し上げます。
今回承認を求められている買受適格証明につきましては、買受適格証明書の交付を受けた者が入札における最高買受申出人となり、それによる農地法第3条の許可申請書の提出があり、会長が証明書の交付内容と申請書と事情が異なっていると認めた場合を除き許可するという付帯決議であります。
証明書と申請書の内容が異なっていない場合、会長の専決により許可書を即時交付するものであり、交付後は総会において報告を行うものであります。
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(10)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第25号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員

杉本委員 5番杉本です。
議案第25号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名

中標津町西

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	5,049	農業施設用地
"		"	"	3,976	"

3. 申請の理由

地目変更登記のため

4. 見取図 別紙

この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

氏の離農後の残存農地を精査し、住宅周りの敷地、施設用地を分筆して地目を変更し整理しようとするものであります。

第4地区推進班で現地調査、協議の結果、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明致します。

議案は57ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 札幌市

借主 中標津町

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	38,573	
"		"	9,621	
計 2 筆		畑	48,194	

3. 利用権の種類 賃貸借権
 4. 契約期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで
 5. 合意解約成立の日 平成24年1月10日
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第26号(1)に関連するものであり、 氏の経営主
 変更に伴い、夫、 氏に賃貸借することとなり、期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字武佐
 借主 中標津町字武佐

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	82,277	
"		"	5,815	
"		"	26,917の内 8,580	
計 3 筆		畑	96,672	

3. 利用権の種類 賃貸借権
 4. 契約期間 平成21年3月1日から平成24年12月31日まで
 5. 合意解約成立の日 平成24年1月10日
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第26号(7)に関連するものであり、 氏の法人化に
 伴い、借主を法人名に設定し直すため、現在貸借中の農地を期間内解約するものであ
 ります。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字開陽
 借主 中標津町字開陽

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	97,032	
		"	33,583	
"		"	11,813	
"		"	3,860	
計 4 筆		畑	146,288	

3. 利用権の種類 賃貸借権
 4. 契約期間 平成21年3月1日から平成26年9月30日まで
 5. 合意解約成立の日 平成24年1月18日
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については、 氏が今年より自作することとなったため、現在貸借中の農地を期間内解約するものであります。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

日程 8、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員

中村委員 1 番中村です。

議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	38,573	牧草畑
"		"	"	9,621	"
計 2 筆			畑	48,194	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 夫に経営を移譲することにより、合わせて農地保有合理化促進事業による賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに、農地保有合理化促進事業による賃借利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成 24 年 1 月 26 日から平成 28 年 10 月 27 日まで

6. 価格 年 68,420 円

7. 資金調達方法 自己資金 68,420 円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	地計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、借主である 氏の経営主の変更のため、妻の 氏から 氏に借主の名義を変えて再度、賃貸借契約をし直すものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (2) から (4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 笠原委員

笠原委員 2 番笠原です。
 議案第 26 号 (2) から (4) について、一括説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 譲渡人 札幌市中央区

譲受人 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	38,835	牧草畑
"		"	"	12,507	"
"		"	"	61	"
"		"	"	46,003	"
"		"	"	225	"
"		"	"	170	"
"		"	"	3,815	"
計 7 筆			畑	101,616	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡しするもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により借受けしていた土地を買受するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 4,898,000 円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 4,898,000 円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 譲渡人 札幌市中央区

譲受人 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	16,753	牧草畑
"		"	"	37,881	"

		畑	畑	37	牧草畑
計 3 筆			畑	54,671	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡しするもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により借受けしていた土地を買受するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 3,707,000円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 3,707,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別 紙

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 札幌市中央区

譲受人 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		牧場	採草放牧地	50,853	採草放牧地
"		"	"	15,402	"
計 2 筆			採草放牧地	66,255	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡しするもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により借受けしていた土地を買受するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 2,136,000円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 2,136,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別 紙

この3件の案件につきましては、平成18年度の農地保有合理化事業において
 が買入した農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していた
 ものであります。この1月末日に5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主
 に売り渡すものでございます。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
 いるものと判断致しました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(2)から(4)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國見委員

國見委員 10番國見です。

議案第26号(5)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 札幌市中央区

譲受人 中標津町字開陽

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	83,772	牧草畑
〃		〃	〃	22,637	〃
〃		牧場	採草放牧地	3,864	採草放牧地
〃		〃	〃	33,328	〃
〃		畑	畑	49,679	牧草畑
〃		〃	〃	27,001	〃
〃		〃	〃	7,995	〃
〃		〃	〃	7,100	〃
〃		〃	〃	5,014	〃
〃		〃	〃	1,360	〃
〃		〃	〃	47,392	〃
〃		〃	〃	47,813	〃
〃		〃	〃	50,027	〃
〃		〃	〃	11,027	〃
〃		〃	〃	11,550	〃
〃		〃	〃	30,057	〃
〃		〃	〃	4,378	〃
計17筆 443,994m ²		畑		406,802	
		採草放牧地		37,192	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により借受けしていた土地を買受するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 32,297,000円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 32,297,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、平成18年度の農地保有合理化事業において、
 が買入した農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していたもの
 であります。

この3月末日に5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すもの
 でございます。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし
 ているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 本田委員

本田委員 8番本田です。
 議案第26号(6)について、説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 譲渡人 札幌市中央区

譲受人 中標津町字養老牛

歳 農業

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	利用状況
		公 簿	現 況		
		畑	畑	39,400	牧草畑
"		"	"	38,990	"
"		"	"	252	"
"		"	"	106,442	"
"		"	"	25,429	"
"		牧場	採草放牧地	22,848	採草放牧地
"		"	"	2,613	"
"		"	"	1,309	"
"		畑	畑	32,968	牧草畑
"		"	"	566	"
"		"	"	5,071	"
"		"	"	1,276	"
計12筆 277,164㎡			畑	250,394	
			採草放牧地	26,770	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により一部を早期売り渡すもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により借受けしていた土地の一部を早期
 買受するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価 格 15,235,000円

6. 資金調達方法 農地ローン 15,000,000円

自己資金 235,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、農地保有合理化事業により が入入れした農地を、平成21年12月から 氏へ5年間の賃貸借契約をしている農地ですが、2年を経過した今日、経営も安定し資金繰りも付き、また利用権設定農地の一部において長年の風雨や融雪時の地表水による崩落が発生している場所もあり、所有地とし農地保全の事業投資が早期に必要となることから一部貸付期間を前倒して、売渡しを受けるものでございます。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第26号(7)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 農業

借主 中標津町字武佐

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	82,277の内 50,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 借主の法人化に伴い、引き続き賃貸するもの

借主 法人化に伴い、引き続き賃貸を受けるもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年1月26日から平成24年12月31日まで

6. 価格 年 200,000円

7. 資金調達方法 自己資金 200,000円

8. 当事者の経営状況

構成員	農従者	経営地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				馬鈴薯栽培 他

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、借主である 氏 の法人化に伴い、今まで 氏 個人名で賃貸借していたものを、 に変更して再度契約し直すものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程9、議案第27号「平成24年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」を上程致します。
 提案内容を事務局から説明願います。
 (挙手あり)庶務係長

庶務係長 上程になりました議案第27号「平成24年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」をご説明いたします。
 議案は49ページになります。
 なお、選挙人名簿は、先日各農業委員宛て郵送しましたものでございます。
 農業委員会委員の選挙人名簿につきましては、選挙管理委員会が有権者からの申請に基づき、毎年1月1日現在において有権者の資格を調査し、選挙権及び被選挙権の有無を確定することとなっております。
 農業委員会委員の選挙権及び被選挙権を有する者の要件につきましては、当町に住所を有し、年齢が20歳以上で30アール以上の農地につき耕作若しくは養畜の業務を営む者と、耕作を営む者の同居の親族、または同居の親族の配偶者で60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めたものとされています。
 また、親族等の定義ですが、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族となっております。

同居の定義ですが、必ずしも同じ家で生活をしなくても良いことになっており、別棟において生活をしていても経営主と生計を同一にしている者であれば、同居の親族と解釈されます。

次に、農業生産法人の構成員についてですが、農地法第2条第3項に規定しております法人で、その法人に登録されている組合員・社員・株主で、同法人が所有する農地にて60日以上耕作に従事しているものと規定されています。

今回提出されました申請書は、農業委員会の意見を附しまして、1月31日までに選挙管理委員会に届け出ることとなっております。選挙管理委員会では、申請に基づき調製された選挙人名簿を、読み替え公職選挙法第23条において、2月23日から15日間(3月8日まで)縦覧に供し、異議申し立て期間とした後、3月31日を確定日とし、平成24年の選挙人名簿となります。

この名簿は翌年3月30日まで据え置かれ、その期間に行われる農業委員会の選挙による委員のすべての選挙に用いられることとなります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本件は、平成24年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者について、これを認定することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり決定し、中標津町選挙管理委員会に提出致します。

日程10、議案第28号「中標津町農用地利用関係の調整に関する手続規程の制定について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました、議案第28号「中標津町農用地利用関係の調整に関する手続規程の制定について」説明をさせていただきます。

議案の51ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

中標津町農用地利用関係の調整に関する手続規程

(趣旨)

第1条 中標津町農業委員会(以下「農業委員会」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条に基づき農用地の利用関係の調整を行うため、この調整に関する手続規程を次のとおり定めるものとする。

(利用権設定等の申出)

第2条 農業委員会は、認定農業者から利用権の設定等を受けたい旨の申出書(第1号様式)の提出があった場合には、農業委員会の委員の中から2名以上指名し当該調整委員をして調整を行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、申出をした認定農業者に調整委員の氏名を通知するものとする。

(調整基準)

第3条 農業委員会は、別紙のとおり調整基準を定め、調整委員はこの調整基準をもとに、農地情報の整理、農地の出し手の掘り起こし、権利関係の調整、関係権利者の同意の取り付け等の農用地の利用関係の調整を行うものとする。

(調整を行わない場合)

第4条 認定農業者からの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる等本調整の対象として不適正な事実があると認められる場合には、本調整は行わないものとする。

(勧奨)

第5条 調整委員は、認定農業者の申出の内容、農用地の利用の程度等から、その農用地の所有者等に対して農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条第3項に基づく勧奨が必要と考えられるときは、その農用地の利用状況、事前の掘り起こし活動等の経過、勧奨を必要とする理由等を記載した勧奨理由書を作成して農業委員会に提出し、勧奨の実施について、農業委員会の総会の議決を得るものとする。この議決ののち、農業委員会は、当該農用地所有者等に対して、次の事項を記載した勧奨書を交付して、調整委員をして、勧奨を行わせるものとする。

(勧奨書記載事項)

勧奨対象農用地の所在・地番・面積等
勧奨の趣旨
調整委員の氏名

(調整調書)

第6条 調整委員は、調整が成立したときは、調整調書(農用地利用集積計画の原案)を作成し、調整委員及び利用権設定等の当事者の署名捺印の上、農業委員会に提出する。

(要件の適合審査)

第7条 農業委員会は、この調整調書に基づき農用地利用集積計画の作成をしようとするときは、その内容について、町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件の適合性について審査するものとする。

(台帳の整備)

第8条 農業委員会は、前条の要請の内容を記載した台帳を認定農業者ごとに整理し備えておくものとする。

(情報の整備及び調書の作成)

第9条 農業委員会の職員は、調整委員の指示のもとに、第3条の農地情報の整理及び第6条の調整調書の案の作成を行う。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

(別紙)

調整基準

ア 農業経営改善計画及び認定農業者からの申出の内容を勘案して調整を行うこと。

イ 利用権の設定等を受ける者は、原則として認定農業者であること。ただし、認定農業者に対する調整を行ううえで必要な場合は、認定農業者以外の者が利用権設定等を受ける調整も併せて行うこと。

ウ 農地保有合理化法人を含めて調整を行うことが、認定農業者の申出の内容に即していると認められる場合には、農地保有合理化法人を含めて調整を行うこと。

エ 複数の認定農業者から同一の農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出があった場合は、調整委員の間で協議のうえ、当該農用地等の位置その他の利用条件からみて当該農用地等を最も効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められる者に対し優先的に利用権設定等の調整を行うこと。この場合、農業経営改善計画の農業経営規模の目標を達成していない者をすでに達成した者に優先して調整を行うこと。

第1号様式(第2条関係)

書式省略

以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
（「ありません」の声多数。）
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 11、報告第 15 号「農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
（挙手あり） 事務局長

事務局長 報告第 11 号「農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について」
ご報告致します。61 ページをお開きください。
平成 23 年度分農業生産法人報告書に係るものでございます。
ほか 2 法人の報告がございました。
提出報告書の内容を確認実施したところ、3 農業生産法人全て、農地法第 2 条第 3
項で定められた事業要件、構成員要件、役員要件を満たしておりました。
以上、農業生産法人の報告とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。
（「ありません」の声多数。）
なければ質疑を打ち切ります。
以上で報告を終わります。
日程 12、報告第 16 号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地
等取得について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
（挙手あり） 農地係長

農地係長 報告第 16 号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地等取得につ
いて」事務局よりご報告致します。
議案の 63 ページをお開きください。
この件につきましては、AU の中継施設の建設に伴う届出であります。農地法第
5 条第 1 項第 7 号のその他農林水産省で定めるもので、例外となる事項を定めた施行
規則第 53 条第 1 項第 14 号の認定電気通信事業者の中継施設に該当するため、転用
許可は不要となるものです。
よって、報告のみ致します。

(以下、議案資料を朗読)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字西竹

借主 札幌市中央区

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	84,852の内 120	

3. 使用期間 平成23年11月1日から平成43年3月31日まで
(契約期間は、自動更新されるものとする)

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第6回総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

(閉会 14時36分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年1月25日

会 長 _____

1 1 番 _____

1 2 番 _____